|  |
| --- |
| **令和７年度** |
| **石川県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業**  **補助事業者公募要領** |
|  |
| **※本公募要領は、令和７年３月現在の法令等の内容に基づいています。**  **また、石川県議会での令和７年度予算成立を前提に公募を行っています。**  **今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることを**  **あらかじめ、ご了承ください。** |
| 《公募締切》  令和７年３月１７日（月)  《受付期間》  　　以下の期間内に、原則、電子メールでご提出ください。（電子化できない書類については、直接持参、郵送または宅配便でご提出ください。）  令和７年３月１１日（火）～令和７年３月１７日（月）午後３時まで（必着）  《応募書類提出先および問い合わせ先》  　　石川県 商工労働部 産業立地課 大浦  　　〒920-8580　　石川県金沢市鞍月１丁目１番地  （電　話） 076－225－1517  （ＦＡＸ） 076－225－1518  （メール） [h-oura@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:h-oura@pref.ishikawa.lg.jp) |
| **令和７年３月**  **石川県** |

目　　　次

Ⅰ．公募内容

１．制度の概要

２．事業内容について

３．補助対象経費および補助率

４．事業実施期間

５．応募資格

６．公募期間

７．応募書類の提出について

８．審査について

９．補助事業者の義務等

１０．その他

Ⅱ．事業内容

１．原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の内容

２．主な用語の説明

３．電力給付金の交付要件

４．特例給付金の交付要件

５．特例増設の要件

６．補助額の算定方法

７．事業スキーム

Ⅲ．業務内容

１．募集（上期：４月・下期：１０月）

　２．審査業務（上期：４月～７月・下期：１０月～１月）

　３．交付申請（上期：７月・下期：１月）

　４．現地調査（上期：７月～８月・下期：１月～２月）

　５．確定検査（上期：８月～９月・下期：２月～３月）

　６．交付決定（上期：９月・下期：３月）

　７．概算払請求（上期：９月・下期：３月）

　８．補助金支払（上期：９月・下期：３月）

　９．実績報告（上期：９月・下期：３月）

　１０．その他の業務

Ⅳ．応募書類様式

（様式第１号）石川県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業　応募書

（様式第２号）応募者概要

（様式第３号）実施計画書

（様式第４号）収支計画書

（別紙）暴力団排除に関する誓約事項

別紙資料

　別紙資料　過去の補助実績と今後の見込み

Ⅰ．公募内容

石川県では、令和７年度「石川県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

１．制度の概要

（１）原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の概要について

　　　 原子力発電施設等の周辺地域において雇用を生む新規立地や設備の増設を行った企業に対し、実質的な電気料金の割引措置となる補助金を最大８年間交付する。

〈交付スキーム〉

　　　　　　　　　　(補助金) 　 (補助金) 　　　　　　　　　 (補助金)

国 　　　県 　 　 　 　 　補助事業者 　　 交付対象事業者

(２) 通則

本事業は、次の法令及び交付要綱等の定めにより、実施されるものです。

・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）

・特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）

・特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）

・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成12･03･07資財第

9号、以下「国交付要綱」という。）

・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（平成18･06･09資庁第4号、以下「国実施要領」という。）

・石川県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成16年3月26

日施行。以下「県交付要綱」という。）

・石川県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（平成16年3月26日施

行。以下「県実施要領」という。）

　　・石川県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業業務手引書（平成30年9月27日施行）

２．事業内容について

補助事業者は、１．（２）に記載の法令及び交付要綱等の定めに基づき事業を実施します。

「Ⅱ．事業内容」及び「Ⅲ．業務内容」のとおり

３．補助対象経費および補助率

（１）事業費

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付実績額　補助率　１０／１０

ただし、国及び県の予算の範囲内とする。

（２）一般事務費

補助金の交付を行うための経費で以下に掲げるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 費　目 | 内　　　　容 |
| 人件費 | 交付事務に係る職員等の人件費 |
| 印刷製本費 | 募集書式の印刷代、封筒印刷代等 |
| 旅費 | 現地調査等の旅費(補助事業者の旅費規程による) |
| 通信運搬費 | 郵便代、宅配便代等 |
| 消耗品費 | 文房具等、各種書類の印刷に必要な用紙代等 |
| 賃借料 | 資料保管料（貸倉庫）・パソコンリース、交付事務に係る電子計算機システムの使用リース料等 |
| 雑費 | その他交付事務に必要な経費 |

（３）一般管理費

　当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費とし、前項の一般事務費に係る経費

の合計額の１０％に当たる金額（円未満は切捨てる。）を限度額とする。

（４）消費税額の除外について

　交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助

額を算定し、交付申請書を提出してください。

　ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあ

るため、消費税等を補助対象経費に含めて補助額を算定できるものとします。

　ア　消費税法における納税義務者とならない補助事業者

　イ　免税事業者である補助事業者

　ウ　簡易課税事業者である補助事業者

　エ　国もしくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表

　　第３に掲げる法人の補助事業者

　オ　国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者

　カ　課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返

還を選択する補助事業者

４．事業実施期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間に実施

５．応募資格

次の（１）～（５）までの全ての条件を満たす民間団体等とします。

（１）法人格（内国法人）を有していること。

（２）補助事業を円滑に遂行するために適した実施体制をとり、必要な人員が配置されている

こと。

（３）補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。

（４）個人情報を適切に管理する能力・体制を有するなど適切に業務が遂行できる事業者で

あること。

　（５）経済産業省におけるＥＢＰＭ（※）に関する取組に協力すること。

（※）ＥＢＰＭ（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の

企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理

的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくＥＢＰＭの推進は、2017 年

以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられてお

り、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

政府におけるＥＢＰＭの取組を推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接

補助事業者への補助金の公募に際しては、申請書等の提出時に、原則、法人番号の記

載を求めるようにしてください（法人番号が指定されていない者を除く）。また、公

募に際しては、応募時・審査期間中・交付申請及び実績報告提出時等に提供いただい

た情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）について

は、（ア）審査、管理、確定、精算に利用する旨、（イ）効果的な政策立案や、政策の

効果検証のため、経済産業省、資源エネルギー庁及びその業務委託先、独立行政法

人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（ＥＢＰＭ）目的のみの利

活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用され

る場合がある旨明記してください。また、上記を前提として申請・報告等を行うこと

により、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなす旨明記してくだ

さい。

　（６）別紙「暴力団排除に関する誓約事項」（１）～（４）に該当しないこと。別紙「暴力団排除に関する誓約事項」の提出をもってこれに同意したものとする。

６．公募期間

令和７年３月１１日（火）～ 令和７年３月１７日（月）午後３時（必着）

７．応募書類の提出について

（１）下表の「提出書類一覧表」における書類を電子メールで提出してください。

電子化できない書類については、直接持参、郵送または宅配便で提出してください。

提出書類の様式は「Ⅳ．応募書類様式」を参照

（２）提出された書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行う

ことがあります。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

（３）提出された書類や追加説明資料は返却しません。

（４）応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募

の内容等の公表は行いません。

＜提出書類一覧表＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 提出部数 |
| 申請書類 | 様式第１号　応募書  様式第２号　応募者概要  様式第３号　実施計画書  様式第４号　収支計画書  別紙「暴力団排除に関する誓約事項」  ※「Ⅳ．応募書類様式」のとおり | １部  １部  1部  １部  １部 |
| 添付資料 | 寄附行為、定款又は商業登記簿謄本  決算報告書又は財務諸表（過去２年分）  経理規程（または資金の管理方法がわかるもの）  「会社(事業)案内」（事業概要が確認できるパンフレット等）  その他参考となる資料 | １部  １部  １部  １式  １式 |

８．審査について

（１）審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出や

ヒアリングの実施を求める場合があります。

（２）審査の観点

　　 応募書類の審査は、以下の観点で評価します。

ア　補助事業者の事業実施体制・能力の評価

（ア）補助事業を円滑に遂行するために適した実施体制をとり、必要な人員が配置され

ていること。

（イ）補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経

理について十分な管理能力を有すること。

イ　事業計画の評価

（ア）事業実施計画書の内容が、国及び県交付要綱・実施要領等に基づき正しく記載さ

れていること。

（イ）情報セキュリティーに関する取組みは十分で、個人情報を適切に管理する能力・

体制を有していること。

（ウ）実施スケジュールが現実的であり、かつ効率的・効果的に事業を遂行するものに

なっていること。

　　　ウ　収支計画の評価

（ア）事業費、一般事務費及び一般管理費の積算の根拠が明確で妥当な金額となっていること。

（イ）一般事務費及び一般管理費の積算に過大なものがなく、総額が適当な規模となっていること。

エ　補助事業実施上の取組み・工夫

　　補助事業実施上、有為な取組み・工夫がなされていること。

（３）審査結果（採択または不採択）について

審査終了後、速やかに申請者あてに通知します。

※補助事業者の決定については、令和７年３月下旬を予定

９．補助事業者の義務等（要綱等参照）

補助事業者の決定を受けた場合は、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守しなければなりません。

（１） 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

（２） 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）から起算して３０日を経過した日又は翌年度の３月３１日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を知事に提出しなければなりません。

（３） 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止もしくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後５年間保存しておかなければなりません。

（４） 補助事業終了後の補助額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には補助対象外となります。

（５） 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

（６） 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。

（７） 補助事業者は企業から従業員に関する個人情報等を取得することとなるため、情報管理には特段の注意を払い、補助事業完了後も、情報を漏洩させてはなりません。

Ⅱ．事業内容

１．原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の内容

　　原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業は、原子力発電施設等の周辺地域における企

業立地に対する支援を行うことにより、当該地域の雇用の増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的としています。半期（上期：４～９月、下期：１０月～３月）ごとに交付要件を満たした交付対象事業者について、交付申請等の手続きを経た上で、補助金を交付します。

（１）対象地域

　　　　原子力発電施設等の所在市町村、隣接市町村が対象となります。

　　　＜石川県の対象市町＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 原発等所在地域 | 原発等隣接市町  (旧隣接地域) |
| 市町名 | 志賀町(旧志賀町、旧富来町) | 羽咋市  七尾市(旧中島町、旧田鶴浜町)  中能登町（旧鳥屋町、旧鹿西町） |

（２）交付対象事業者

　　　事業を営む株式会社その他法人格を有する団体等で企業立地及び特例増設を行った者。ただし、個人事業主の場合、法人と同様に帳簿等が整備されている者で、企業立地及び特例増設を行った者。ただし、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として公の施設の管理を行う事業及び「風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律」に規定する風俗営業に該当する事業は対象外。

（３）対象事業

　　　次のいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

ア　製造業に属する事業

イ 県又は対象市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められて

いる特定の業種に属する事業

ウ 県又は対象市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より県又は対象市

町からの金銭的な支援を受けているもの

（４）対象となる補助金

　　　電気料金の支払実績等に基づき算定される電力給付金、及び雇用創出効果に応じて加算される特例給付金

（５）交付の方法

　　　交付対象事業者の金融機関口座への振込みにより交付を行うものとします。

（６）対象期間

　　　企業立地した半期の翌半期から最大8年間

　　　新規申請は企業立地した半期の翌半期又は翌々半期に行うことができます。以降、半期ごとに交付要件を満たした場合、最大で16期（8年間）の継続申請が可能です。（翌々半期に新規申請を行った場合は、最大15期となります。）

　　　特例増設に該当する場合、増設により増加した電力給付金分及び特例給付金分について、さらに最大8年間、交付期間が延長されます。

（７）事業者への補助金交付時期

上期及び下期の年２回

ア　上期

令和6年10月1日～令和7年3月31日に交付対象事業者が支払った電気料金

　　　　　及び雇用創出効果を審査した上、概ね9月下旬に交付

イ　下期

令和7年4月1日～令和7年9月30日に交付対象事業者が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね3月下旬に交付

２．主な用語の説明

（１）企業立地

　　　　自らの事業の用に供する事業所を新設又は増設し、以下の要件を満たし、対象市町の長が推薦したものをいいます。

　　　 ア　事業所の新増設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が３人以上

あること

イ　対象市町内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれがないこと、及び公の秩序の維持や善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

（２）新設

　　　　対象市町の区域内に初めて事業所を設置すること、既存の事業所を別の地点に全面移転

　　　し設置すること、又は既存事業所に加えて別の地点に事業所を設置すること等により、企

業立地することをいいます。

（３）増設

　　　対象市町の区域内にある事業所を同一場所で拡充あるいは設備等の増強を行うことを

いいます。

（４）企業立地日

　　　企業立地する場合であって、以下の日をいいます。

　　ア　電気の需給契約を新たに締結する場合

　　　　電気の供給を受けた最初の日

　　イ　電気の需給契約を新たに締結しない場合

　　（ア）契約電力変更の申込みを行った場合

　　　　　契約変更に伴い契約電力が増加した日

　　（イ）最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約（デマンド）の場合

　　　　　契約電力が増加した日

（５）特例増設

　　　企業立地日の属する半期の翌期以降において行う事業所の増設のうち、以下の要件を満たすものをいいます。

　　ア　事業所の増設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が３人以上あ

ること。

　　　イ　事業所の増設に伴い取得した固定資産の価格（以下「投資額」という。）の総額が次

に掲げる金額以上であること。

（ア）当該増設が所在市町において行われる場合にあっては、２５０万円（税抜）

（イ）当該増設が隣接市町（旧隣接）において行われる場合にあっては、５００万円（税抜）

　　　ウ　次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

（ア）製造業に属する事業

（イ）県又は対象市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められ

ている特定の業種に属する事業

（ウ）県又は対象市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より県又は対象

市町からの金銭的な支援を受けているもの

（６）特例増設日

　　　 特例増設する場合であって、以下の日をいいます。

　　　ア　契約電力変更の申込みが行われた場合

　　　　　契約の変更に伴い契約電力が増加した日

　　　イ　最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約（デマンド）の場合

　　　　　契約電力が増加した日

３．電力給付金の交付要件

（１）令和7年度申請における企業立地日

　　ア　新規申請の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 新規申請できる企業立地日の期間 |
| 令和7年度上期 | 企業立地日が令和6年4月1日～令和7年2月28日であること。ただし、企業立地日が令和6年度上期で、令和6年度下期に新規申請を行った場合は、継続申請となります。 |
| 令和7年度下期 | 企業立地日が令和6年10月1日～令和7年8月31日であること。ただし、企業立地日が令和6年度下期で、令和7年度上期に新規申請を行った場合は、継続申請となります。 |

　　イ　継続申請の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 継続申請できる企業立地日の期間 |
| 令和7年度上期 | 企業立地日が平成29年4月1日以降であること。 |
| 令和7年度下期 | 企業立地日が平成29年10月1日以降であること。 |

（２）新規申請及び継続申請の対象事業

　　　次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

ア　製造業に属する事業

イ　県又は対象市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められて

いる特定の業種に属する事業

ウ　県又は対象市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より県又は対象市

町からの金銭的な支援を受けているもの

　　 ※指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として

公の施設の管理を行う事業及び一定の風俗営業に該当する場合は対象外です。

（３）電力関係

　　ア　交付対象事業者が直接電気の需給契約を締結したものであること。

　　イ　電気の需給契約の需要区分が「電力」需要であること。

　　　　需要区分が「電灯」需要である場合は、対象外となります。また、電力需要であっても契約種別が臨時電力等契約期間に限定があるものも対象外となります。

　　ウ　電気の需給契約の相手方は電気事業法に定める小売電気事業者、一般送配電事業者、

登録特定送配電事業者又は当該小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が行う

電気の需給契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下「小売電気事業者等」という。）

であること。

エ　増設の場合は、契約電力と電気料金が増加していること。

　　　　当初交付期間に係る増加契約電力、増加電気料金は、次頁の表のとおり算出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新設 | 増設 |
| 基礎契約電力 | ゼロ | 企業立地日の属する月を含む過去１年間の契約電力の月平均値 |
| 今期契約電力 | 実契約電力÷支払月数 | 同左 |
| 増加契約電力 | 同上 | 今期契約電力－基礎契約電力 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新設 | 増設 |
| 基礎電気料金 | ゼロ | 企業立地日の属する月を含む過去１年間の電気料金の月平均値 |
| 今期電気料金 | 実支払電気料金 | 同左 |
| 増加電気料金 | 同上 | 今期電気料金から、支払月数で換算した基礎電気料金を差引いた値 |

（４）雇用関係

　　ア　雇用者は、交付対象事業者が直接雇用した対象事業所で就労している常用雇用者であること

　　イ　雇用者は、雇用保険の一般被保険者の加入者であること

　　ウ　基準日※における対象事業所の雇用創出効果が３人以上であること

　　　　 当初交付期間に係る雇用創出効果の算定の考え方は下表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新設 | 増設 |
| 基礎雇用者数  （初回申請時に確定） | ゼロ | 企業立地日の１年前の属する半期末日の雇用者数 |
| 控除雇用者数 | ・同一市町間において、既存事業所から対象事業所へ人事異動により配属され従事している者  ・県内において、所在町にある既存事業所から隣接市町にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者  ・県内において、隣接市町にある既存事業所から別の隣接市町にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者  ・新設の場合、企業立地日の２ヶ月前の日より前の新規雇用者及び他の地域からの転入者 | |
| 増加雇用者数  （雇用創出効果） | 基準日※の雇用者数　－  控除雇用者数 | 基準日※の雇用者数　－  （基礎雇用者数＋控除雇用者数） |

　※基準日：上期の場合は前年度の3月31日、下期の場合は当該年度の9月30日、以下同じ。

４．特例給付金の交付要件

　 電力給付金の交付対象であるもののうち、さらに新規申請時に以下の要件を満たすものについて、特例給付金が加算されます。

　（１）交付対象事業者が直接、地方税法上の固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得した

ものであること。

　（２）原則として企業立地日又は特例増設日の属する半期に事業所の新増設に伴う投資を行

い、その投資額が以下に掲げる金額以上であること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新　設 | 増　設 |
| 所在町 | ５００万円（税抜） | ２５０万円（税抜） |
| 隣接市町 | １,０００万円（税抜） | ５００万円（税抜） |

５．特例増設の要件

　特例増設を行った場合、特例増設日の属する半期の翌半期から最大8年間、交付期間が延長されます。特例増設の申請は２度に限り可能です。

（１）令和7年度に特例増設の初回申請をする場合の特例増設日

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 特例増設を初回申請する場合の特例増設日の期間 |
| 令和7年度上期 | 特例増設日が令和6年4月1日～令和7年2月28日であること。 |
| 令和7年度下期 | 特例増設日が令和6年10月1日～令和7年8月31日であること。 |

（２）対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

ア　製造業に属する事業

イ　県又は対象市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められてい

　る特定業種に属する事業

ウ　県又は対象市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より県又は対象市町

からの金銭的な支援を受けているもの

（３）電力関係

　　　契約電力と電気料金が増加していること

　　　交付期間の延長に係る増加契約電力、増加電気料金は、下表のとおり算出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 基礎契約電力 | ※下表「交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)」を参照 |
| 今期契約電力 | 特例増設日の翌月以降の月～基準日の実契約電力÷支払月数  ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合 |
| 増加契約電力 | 今期契約電力－基礎契約電力 |
|  |  |
| 基礎電気料金 | ※下表「交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)」を参照 |
| 今期電気料金 | 特例増設日の翌月以降の月～基準日の実支払電気料金  ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合 |
| 増加電気料金 | 今期電気料金から支払月数で換算した基礎電気料金を差引いた値 |

交付期間延長に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 特例増設１度目 | 特例増設２度目 |
| 当初の企業立地日がH20.3.31以前の場合 | 特例増設日（１度目）の属する月を含む過去１年間の契約電力と電気料金の月平均値 | （A）特例増設日（２度目）の属する月を含む過去１年間の契約電力と電気料金の月平均値  （B）特例増設日（１度目）の属する半期の翌期から特例増設日（２度目）の属する半期の前期まで（補助金の不交付期間を除く）の各半期の契約電力と電気料金の月平均値のうち最大の値  →（A）と（B）の大きい方の値 |
| 当初の企業立地日がH20.4.1以降の場合 | （A）特例増設日（１度目）の属する月を含む過去１年間の契約電力と電気料金の月平均値  （B）企業立地日の属する半期の翌期から特例増設日（１度目）の属する半期の前期まで（補助金の不交付期間を除く）の各半期の契約電力と電気料金の月平均値のうち最大の値  →（A）と（B）の大きい方の値 |

（４）雇用関係

　　　対象事業所の基準日における雇用創出効果が３人以上あること。

　　　基準日における雇用者数から、以下の表により求めた基礎雇用者数及び控除雇用者数を差引き、交付期間延長に係る雇用創出効果を算定します。

　　　交付期間延長に係る基礎値（基礎雇用者数）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 特例増設１度目 | 特例増設２度目 |
| 当初の企業立地日がH20.3.31以前の場合 | 特例増設日（１度目）の１年前の日が属する半期末日の雇用者数 | （A）特例増設日（２度目）の１年前の日が属する半期末日の雇用者数  （B）特例増設日（１度目）の属する半期の翌期から特例増設日（２度目）の属する半期の前期まで（補助金の不交付期間を除く）の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数  →（A）と（B）の大きい方の雇用者数 |
| 当初の企業立地日がH20.4.1以降の場合 | （A）特例増設日（１度目）の１年前の日が属する半期末日の雇用者数  （B）企業立地日の属する半期の翌期から特例増設日（１度目）の属する半期の前期まで（補助金の不交付期間を除く）の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数  →（A）と（B）の大きい方の雇用者数 |

（５）投資関係

　　 ア　交付対象事業者が直接、地方税法上の固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得した

ものであること。

　　 イ　原則として特例増設日の属する半期に事業所の特例増設に伴う投資を行い、その投資額が次に掲げる金額以上であること。

（ア）当該増設が所在町において行われる場合にあっては、２５０万円（税抜）

　 （イ）当該増設が隣接市町（旧隣接）において行われる場合にあっては、５００万円（税抜）

６．補助額の算定方法

|  |
| --- |
| **補助額（Ⅲ）＝　電力給付金（Ⅰ）＋特例給付金（Ⅱ）** |

　Ⅰ　電力給付金の算出方法

　　　増加した契約電力と支払電気料金により算出した単価を基に算出（千円未満切捨）

|  |
| --- |
| 電力給付金＝増加契約電力※1×(算定単価※2－交付金単価※3)×電気料金支払月数 |

　　　※1 増加契約電力：当該半期内の契約電力の平均値を算定

ただし、増加契約電力の上限は、雇用創出効果に基づき下表の区分とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 上　　限 |
| 3人以上20人未満 | 1,500kW |
| 20人以上 | 2,500kW |

※2　増加電気料金と増加契約電力に基づき、以下の算定を行う。

1kWあたりの月額支払電気料金＝増加電気料金(円)÷（増加契約電力(kW/月)×電気料支払月数）

1kWあたりの月額支払電気料金を下表の区分に当てはめ、算定単価を算出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分  1kWあたりの月額支払電気料金 | 算定単価※2 | |
| 原発等所在地域 | 原発等隣接市町  (旧隣接地域) |
| 志賀町  (旧志賀町、旧富来町) | 羽咋市、  七尾市(旧中島町、旧田鶴浜町)、中能登町（旧鳥屋町、旧鹿西町） |
| 1,500円未満 | 600円 | |
| 1,500円以上1,600円未満 | 640円 | |
| 1,600円以上1,700円未満 | 680円 | |
| 1,700円以上1,800円未満 | 720円 | |
| 1,800円以上1,900円未満 | 760円 | |
| 以降、100円ごとに区分 | 以降、40円ずつ加算 | |

　Ⅱ　特例給付金の算出方法

　 増加した雇用人数（雇用創出効果）に単価を乗じて算出

|  |
| --- |
| 特例給付金 ＝ 増加した雇用人数 × 特例給付金単価※4 |

　※4　特例給付金単価

　　　　 所在町：30万円、

隣接市町(旧隣接地域)：15万円

　　　Ⅲ　補助限度額

　　　・前頁で算出した補助額と下記①及び②の額を比較し、最も低い額が補助額となります。

① 算定電気料金＝増加契約電力×(算定単価×係数α※5－交付金単価※3)×支払月数

② 支払電気料金＝増加電気料金×係数β※5－(増加契約電力×交付金単価※3×支払月数)

　　　　　　※5

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 原発等所在地域 | 原発等隣接市町  （旧隣接地域） |
| 係数α | 2 | 1.5 |
| 係数β | 1 | 0.75 |

　　※3　交付金単価：原子力立地給付金（電源立地地域対策交付金）

|  |  |
| --- | --- |
| 対　象　市　町 | 交付金単価（契約電力1kwあたり） |
| 志賀町（旧志賀町） | 407円 |
| 志賀町（旧富来町） | 305円 |
| 羽咋市、七尾市（旧田鶴浜町、旧中島町）、中能登町（旧鳥屋町、旧鹿西町） | 203円 |

　　　　　　交付金単価は変更になる場合があります。

７．事業スキーム

①申出

②推薦

**交付対象事業者**

**対象市町村**

**国**

**県**

④交付申請

③書類送付

**補助事業者**

**（今回募集するもの）**

⑤交付申請

⑦現地調査

⑥交付申請

⑨交付決定

⑧交付決定

⑩事務費検査

⑪交付決定

⑫補助金交付

⑬補助金交付

⑭補助金交付

⑬給付金交付

Ⅲ．業務内容

国及び県の交付要綱・実施要領等に基づく、審査業務及び補助金交付事務を上期（４月～９月）及び下期（１０月～３月）の２回に分けて行う。主な業務内容は次のとおり。

１．募集（上期：４月・下期：１０月）

（１）新規募集

対象市町からの新規申請事業者の推薦状提出を県に依頼し、推薦のあった新規申請対象事業者の審査書類の受付を行う。

（２）継続募集

応募要領及び記入要領を半期ごとに作成し、県及び市町担当部署へ送付するとともに、継続申請事業者に対して、応募要領及び記入要領を送付し、審査書類の受付を行う。

　　　なお、応募要領及び記入要領の送付は、当該期末日までの間、補助事業者が運用するウェブサイトに掲載する等、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとり、その旨を通知することをもってこれに代えることができる。ただし、紙媒体での送付を希望する者にはこれを送付しなければならない。

２．審査業務（上期：４月～７月・下期：１０月～１月）

新規及び継続申請事業者（以下「申請者」という。）から提出された審査依頼書類について、以下の審査業務を行う。

（１）審査依頼書記載内容確認

（２）立地形態、電力形態、雇用形態の審査

（３）電力関係帳票確認

（４）電力需給契約及び契約電力、支払電気料金の審査

（５）雇用関係帳票確認

（６）雇用創出効果の審査

（７）その他補足資料の請求

（８）交付限度額の計算

（９）その他付随する業務（申請者等の変更及び交付要件未達による審査取り止めの受付等）

　　※押印箇所を撤廃し、原則、電子メールでの提出とする。

ただし、電子化できない書類についてはその限りではない。

３．交付申請（上期：７月・下期：１月）

（１）審査の結果、交付要件を満たしている交付対象事業者に対し交付申請書依頼書を送付し、県への交付申請期限までに交付対象事業者から交付申請書を電子メールで受理する。

（２）交付対象事業者からの交付申請に基づき、県様式に従って交付申請書を作成し県に電子

メールで提出する。

（３）交付申請受理の際に振込金融機関口座も併せて確認する。

４．現地調査（上期：７月～８月・下期：１月～２月）

当該期に新規申請があった交付対象事業者を中心に、現地調査対象先の抽出を行い、審査依

頼書類の確認及び原本照合、当該事業の説明等を行う。

５．事務費検査（上期：８月～９月・下期：２月～３月）

補助事業者は事業費、一般事務費及び一般管理費について、県からの検査に対応する。

６．交付決定（上期：９月・下期：３月）

県の交付決定に基づき、交付対象事業者に交付決定通知書及び支払請求書様式を送付して請求書の電子メールでの提出を依頼し、交付対象事業者からの支払請求書を取りまとめる。

７．概算払請求（上期：９月・下期：３月）

県様式に従って概算払請求書を作成し、県に電子メールで提出する。

８．補助金支払（上期：９月・下期：３月）

県からの概算払をもって申請者に対し、指定された口座に補助金を振込む。

９．実績報告（上期：９月・下期：３月）

事業費、一般事務費及び一般管理費を集計し、上期・下期それぞれ実績報告書を県に電子メールで提出する。その際に精算払が発生した場合は、併せて行うこと。

１０．その他の業務

（１）業務打合せ（適宜）

審査進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せ

（２）県及び対象市町、申請企業等からの問合せに対する対応

（３）交付対象事業者の合併及び事業承継等に伴う変更事務

※現行の事業執行状況を基に記載してあります。時期については、実際の事業の執行状況により変更となる可能性があります。

Ⅳ．応募書類様式

様式第１号

文 　書　 番 　号

　　年　　月　　日

石川県知事　〇〇　〇〇様

　　　住　　所

　　　名　　称

　　代表者名

令和7年度石川県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の

補助事業者の公募に係る書類の提出について

石川県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業について、下記の書類を添えて応募いたします。

記

１．

２．

３．

４．

５．

様式第２号

応　募　者　概　要

１．応募者概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体名称 | |  |
| 所在地 | | 〒 |
| 設立年月日 | |  |
| 資本金 | |  |
| 従業員数 | |  |
| 過去の事業実績 | |  |
| 実施部署名 | |  |
|  | 担当者名 |  |
|  | 電　　話 |  |
|  | Ｆ Ａ Ｘ |  |
|  | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |

２．実施体制・人員配置

　　※実施体制は、応募者の全体の組織図を示した上、本補助業務に携わる部署を明記すること。

　　※人員配置は、本補助業務に携わる部署に配置される人数及び配置される人員ごとの担当業

務を明記すること。

様式第３号

石川県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業実施計画書

・県及び国の交付要綱等を熟読の上、下記の項目に記載して下さい。

・ページ数の制限は特にありません。

|  |
| --- |
| １．交付対象地域  　市町名（旧市町名）  ①　○○市（旧○○○）  ②　○○町（旧○○○） |
| ２．対象事業者　※交付要綱等に基づき補助要件を記載  （１）電力給付金の補助要件  （２）特例給付金の補助要件  （３）特例増設を申請するための補助要件 |
| ３．補助額　※交付要綱等に基づき記載  （１）電力給付金の算定方法  （２）特例給付金の算定方法  （３）交付限度額の算定方法 |
| ４．交付時期及び交付方法 |
| ５．個人情報の管理  個人情報の管理について記載  （個人情報の取り扱いを定めた規定があれば添付すること　） |
| ６．年間業務スケジュール  　　年間の業務内容を記載したスケジュール表を作成 |
| ７・事業実施上の取組み・工夫  ・本補助事業を円滑に執行するための進行管理・情報共有体制  ・申請者からの相談・質問への応対  ・本補助事業の理解を深めるための社内教育体制　等事業実施上の取組み・工夫について  記載してください。 |

様式第４号

石川県　原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業収支計画書

（１）収入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額（円） | 内　　容 |
| 県補助金 |  | ・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（事業費）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  ・一般事務費　　　　　 　　　　　　　　　円  ・一般管理費　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 自己資金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

（２）支出

・石川県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 内　　容 | 予算額（円） | 積算内訳 |
| 事業費 |  |  | 別添のとおり |

・一般事務費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 内　　容 | 予算額（円） | 積算内訳 |
| 人件費 |  |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |  |
| 旅　費 |  |  |  |
| 通信運搬費 |  |  |  |
| 消耗品費 |  |  |  |
| 賃借料 |  |  |  |
| 雑費 |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |

・一般管理費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 内　　容 | 予算額（円） | 積算内訳 |
| 一般管理費 |  |  |  |

（別紙）

　　年　　月　　日

石川県知事　〇〇　〇〇様

　　　　 住　　所

　　　 名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者名

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、石川県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の補助事業者の応募をするに当たって、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１） 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき